

農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令

農業共済組合検査規程（平成元年岩手県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>農業災害補償法</u>（昭和22年法律第185号）<u>第142条の2</u>から<u>第142条の4</u>までの規定により農業共済組合（以下「組合」という。）の業務及び会計の状況につき行う検査については、この訓令の定めるところによる。</p> <p>別記様式（第10条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>農業災害補償法第 条の</u>の規定に基づき、 農業共済組合の検査を命ずる。</p> <p>[略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>農業保険法</u>（昭和22年法律第185号）<u>第209条第1項</u>から<u>第3項</u>までの規定により農業共済組合（以下「組合」という。）の業務及び会計の状況につき行う検査については、この訓令の定めるところによる。</p> <p>別記様式（第10条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>農業保険法第209条第 項</u>の規定に基づき、 農業共済組合の検査を命ずる。</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。